

定款認証の在り方を含めた合理化 (モデル定款に関する論点)

平成30年 2月
内閣官房
日本経済再生総合事務局

モデル定款イメージについて

- モデル定款の活用による、公証人の認証の不要化について、議論を具体化するため、別添のとおりモデル定款イメージを作成した。

<モデル定款イメージについて>

- 作成にあたっては、設立時のニーズが高いと想定される以下のような簡素な機関設計を前提とした。
 - 一人会社
 - 取締役会および監査役を設置していない会社
 - 設立に際して出資される財産が金銭のみ（現物出資無し）
 - 株式の譲渡制限あり（非公開会社）
- 当案は、議論を具体化するための一案として提示したものであり、選択肢や条件等の詳細設定については、今後検討が必要である。
- モデル定款の活用にあたっては、発起人による改変等を防止するための方策（例：公的なシステム上で作成し、当該システムを通じて提出する等）に関し、具体的な設計については今後検討が必要である。

モデル定款に係る主要論点

- モデル定款の活用による、公証人の認証の不要化に関する主な論点は以下の2点。
 - 1) モデル定款によって、公証人による適法性審査をなくすことの是非
 - 2) モデル定款に特別な地位を与えることの是非

1) モデル定款によって、公証人による適法性審査をなくすことの是非

① 適法性が担保されるか否か

2) モデル定款を作成することの是非

② 定款自治への影響の有無

③ 特定の定款に特別な地位を与えることの是非

④ 特定の定款（機関設計など）に基づく会社設立が容易になることの影響

モデル定款に係る主要論点

① 適法性が担保されるか否か

- モデル定款のうち、適法性が担保できないと考えられる事項があるか。
 - 自由記載としている項目：全て登記事項（登記時に適法性を確認）
→ 公証人・登記官によるダブルチェックを簡素化できないか。
- モデル定款だからこそ、適法性が確実に担保されると考えられないか。
 - 人的ミスや、公証人の得手・不得手のばらつき等の回避に有効ではないか。

② 定款自治への影響の有無

- モデル定款は、機関設計に関する発起人の選択を限定するものか。

③ 特定の定款に特別な地位を与えることの是非

- 特定の定款に特別な地位を与えることの是非（政策判断）の妥当性と説明責任をどのように充足すればよいか。

④ 特定の定款（機関設計など）に基づく会社設立が容易になることの影響

- 今般の支援対象である設立時のベンチャー・中小企業等の実態を鑑みて、不相当な影響があるか。